

○ 国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4 事務内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び草地整備型で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益地に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地に係る面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が<u>80パーセント以上となることが確実と見込まれ、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となることが確実と見込まれること。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>第4 事務内容等</p> <p>本事業は、中山間地域型、次世代農業促進型及び草地整備型で構成されるものとし、それぞれの事業内容及び採択基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次世代農業促進型</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>次世代農業促進型における令第49条第1項第4号の3の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、次の要件の全てを満たすものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益地に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農地に係る面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、<u>次のいずれかのとおりに増加することが確実と見込まれること。</u></p> <p>ア <u>事業開始時から担い手農地利用集積計画における目標年度までに担い手農地利用集積率が40パーセントポ</u></p>

<p>(削る。)</p> <p>④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第10 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令第49条第1項第4号の3に掲げる併せ行う事業の基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p> <p>(1) 基幹事業と当該事業の受益地が<u>錯そう又は隣接</u>していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>イント以上増加し、60パーセント以上となること。</u></p> <p><u>イ 担い手農地利用集積率が80パーセント以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第10 令第52条第1項第1号の2の農林水産大臣が定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 令第49条第1項第4号の3に掲げる併せ行う事業の基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。</p> <p>(1) 基幹事業と当該事業の受益地が<u>錯そうし、又は隣接</u>していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第4の2の(2)の③の規定は、令和6年4月1日以降に本則第5の2に規定する全体実施設計を行う場合又は令和9年4月1日以降に当該事業を実施した場合に適用し(令和6年3月31日以前に本則第5の1に規定する調査を行った場合を除く。)、その他の場合については、なお従前の例による。